

文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力拠点交流事業）委託要項

平成 20 年 4 月 1 日
文化庁次長決定
平成 30 年 3 月 28 日一部改訂
令和 6 年 2 月 2 日一部改訂

1. 趣旨

我が国が緊急的に国際協力を行った国・地域や、国際協力を行うことが我が国にとって重要である国・地域に対して、文化遺産国際協力を効果的、効率的並びに継続的に行うためには、現地で文化遺産の保護に携わる人材を養成することが重要である。このため、当該国・当該地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等（以下、拠点という。）との交流及び協力を通じて、人材養成を行う。

2. 委託業務の内容

文化庁は、次の事業を委託する。

- (1) 拠点等に関する調査研究。
- (2) 拠点との連絡調整。
- (3) 我が国の専門家等の拠点への派遣。
- (4) 拠点における保存修復支援事業及びそれを通じた現地の専門家等の人材育成の実施。
- (5) 拠点におけるワークショップ等の開催。

3. 業務の委託先

上記 2. の委託業務について、事業の企画・運営業務等を円滑に実施できることができる団体等。

4. 委託期間

契約を締結した日から事業完了の日又は契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費・諸謝金・旅費・借損料・

消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費)を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む)は、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了(廃止)報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力コンソーシアム）委託要項

平成20年4月1日
文化庁次長決定
平成30年3月28日一部改訂
令和6年2月2日一部改訂

1. 趣旨

我が国の文化遺産国際協力に係る大学その他の関係機関（以下「関係機関等」という）が実施する海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進するため、関係機関間の連携体制を整備推進し、協調的・連携的な国際協力のための共通基盤を確立する。

2. 委託業務の内容

文化庁は、次の事業を委託する。

- (1) 文化遺産国際協力コンソーシアム事業の企画・運営の検討・計画立案等を行う分科会、運営委員会、総会等を開催すること。
- (2) 文化遺産国際協力に関する情報収集を行い、その情報を関係機関等に提供すること。
- (3) 文化遺産国際協力のあり方等に関する調査研究をすること。

3. 業務の委託先

上記2. の委託業務について、事業の企画・運営業務等を円滑に実施することができる団体等。

4. 委託期間

契約を締結した日から事業完了の日又は契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

(2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

文化遺産保護国際貢献事業（無形文化遺産保護パートナーシッププログラム）委託要項

平成23年2月25日
文化庁次長決定
平成30年3月28日一部改訂
令和6年2月2日一部改訂

1. 趣旨

世界の無形文化遺産の保護のため、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護の調査研究を実施し、無形文化遺産保護の分野における日本の貢献を高める。

2. 委託業務の内容

我が国及びアジア太平洋地域の大学、研究機関、活動団体、地方公共団体等と協力し、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する調査研究を実施する。

中国、韓国のユネスコ・カテゴリー2センター及びユネスコと連携を図り、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に関する国内外のネットワークを構築し、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護の分野の情報収集及び発信を行う。

アジア太平洋地域の行政官・専門家等を招へいし、無形文化遺産を保護するための調査研究の役割及び実践方法に関する研修会、国際シンポジウム又はセミナーを実施する。

3. 業務の委託先

上記2. の委託業務について、事業の企画・運營業務等を円滑に実施できることができる団体等。

4. 委託期間

契約を締結した日から事業完了の日又は契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

(1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

(1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

(1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

(3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。